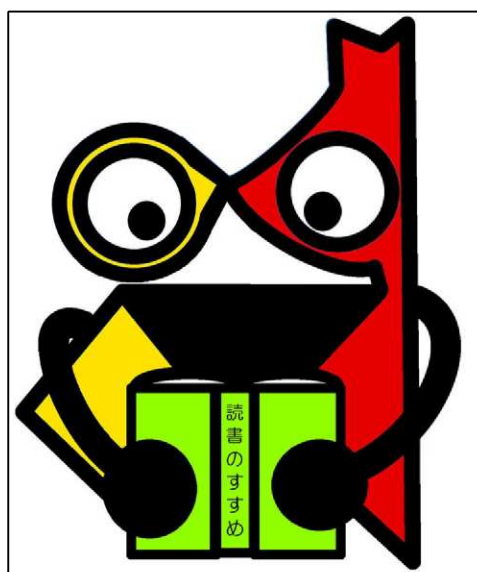


山鹿市読書活動推進計画

～ふくらむ夢 広がる世界 読書から～

『山鹿市読書活動推進キャッチフレーズ』



『山鹿市読書活動推進ロゴマーク』

山鹿市教育委員会

もくじ

1	計画策定の目的	1
2	基本的な指針	1
3	子ども読書活動推進計画	2
第1章	子ども読書活動推進計画策定のための基本方針	2
1	子ども読書活動の意義	2
2	子ども読書活動の現状	2
3	子ども読書活動推進の基本的な考え方	3
第2章	子どもの読書活動推進のための取組	4
1	家庭	4
2	学校	4～5
3	図書館（公民館図書室）	5～6
4	幼稚園・保育園・地区公民館・児童館等	6
5	おはなしグループ及びボランティア	6
第3章	施策の効果的な推進に向けて	7
1	推進体制等	7
2	財政上の措置	7
4	生涯読書活動推進計画	8
第1章	生涯読書活動推進計画策定のための基本方針	8
1	生涯読書活動の意義	8
2	生涯読書活動の現状	8
3	生涯読書活動推進の基本的な考え方	9
第2章	生涯読書活動推進のための取組	10
1	自主的に読書に親しむための環境整備	10
2	読書活動を推進するための連携や支援	10
3	理解や関心を高めるための啓発及び普及	10
第3章	施策の効果的な推進に向けて	11
1	財政上の課題と措置	11
5	計画の期間	11

参考資料

（資料1）子どもの読書活動の推進に関する法律

（資料2）文字・活字文化振興法

1 計画策定の目的

読書活動は生涯学習の中心的な活動であり、乳幼児から大人まで、すべての市民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために必要不可欠な活動である。なかでも、子どもにとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を育むなど、子どもの健やかな成長にとって大変重要な活動である。

そこで、本市の状況を踏まえ、次世代を担う子どもたちや生涯学習時代を生きる市民が自主的に読書活動を実現できる環境を整備し、読書活動を推進することにより、日常生活の中に読書を取り戻して、豊かな人間性を育むことを目的とする。

2 基本的な指針

いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行うことができるよう市民・市民団体・地域・教育機関・行政などが連携して環境の整備と充実を図り積極的に読書活動を推進する。

3 子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市子ども読書活動推進計画」を策定する。

第1章 子ども読書活動推進計画策定のための基本方針

1 子ども読書活動の意義

昨今、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展などによる市民の価値観、生活スタイルの変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境は著しく変化し、子どもの成長に大きく影響している。

社会的には、活字離れ、読書離れが豊かな人間形成の障害となり、特に、子どもを取り巻く社会環境は、児童虐待、いじめ、衝動的行動など悲惨な事件が相次いでいる。そのような中で、子どもの乾いた心に潤いを取り戻すことは現代社会の差し迫った緊急課題である。

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことにより、言葉の理解と表現力、語彙量の増加、洞察力、創造力や想像力などを体得し、さらに、日常生活の限られた直接体験では得られない作品世界を間接体験することで、それをそれぞれの年齢の心の丈で会得して、思いやりの心と生きる力を身につけることができる。読書は、次世代を担う子ども一人ひとりの健全な心の成長を促し、豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を培うため極めて重要な可能性を持つ。そのため、この可能性に期待し、山鹿市を挙げて、一人ひとりの子どもたちの成長の過程において、読書の機会が深く浸透するための施策を総合的に推進していく必要がある。

2 子ども読書活動の現状

子どもたちを取り巻く世界は、テレビゲームやDVD等の多様なメディアの普及、インターネットや携帯電話に代表される情報ネットワークの広がりによって、音声や画像、情報を日常的にたやすく入手できるようになった。生活環境が大きく変化したため、子どもたちの興味・関心が多様化し、活字離れ、読書離れが進んでいる。その結果、言語能力の低下、語彙量の減少、表現力の低下、日本語の乱れなどに影響があると指摘されている。

さらに、情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受身の姿勢を人々にもたらしやすく、自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが切実に求められている。

3 子ども読書活動推進の基本的な考え方

(1) 読書に親しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・学校・地域を通じた社会全体での取組が必要である。

そのため、子どもが身近に図書に接することができる施設や環境を整備する。

(2) 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要である。

そのため、家庭・学校・地域が連携・協力した取組をすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進する。

(3) 読書活動への理解と関心のための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深めることが必要である。

そのため、広く子どもの読書活動についての社会的気運の醸成を図るため、子どもの読書活動の啓発広報の推進を行う。

(4) 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行える環境を整えるためには、関係機関や団体がそれぞれの役割に応じた取組が必要である。

そのため、各関係機関や団体は、下記の役割を主体的に担い、子どもの読書活動を推進する。

ア 家庭：本に親しむ環境づくり

イ 学校：学校図書室の充実、読書活動推進員の設置と連携、学校関係者の意識高揚、読書の習慣を身につける機会の提供

ウ 図書館：読書活動推進事業の実施、市民団体及びグループ活動への支援、ボランティアの養成、読書相談・読書情報の提供

エ 幼稚園・保育園・児童館等：読み聞かせ等の充実

オ おはなしグループ及びボランティア：楽しさや親しむ機会の提供

第2章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭

(1) 本に親しむ環境づくり

① 現 状

家庭の生活実態は、保護者が共働きであったり、勤務時間が夜間や土日等であったり、核家族や多世代家族など様々である。また、保護者の子育ても過保護や放任など多種多様となり、家庭では親子等で読書をする時間が減少してきているという指摘がされている。その上、子どもたちは読書以外の趣味、遊び、習い事などに費やす時間が多い。また、家庭では読書に対する理解、興味、関心が薄く読書に対する価値認識が低下していることも要因となり、読書離れが進んでいる。

② 充実に向けての取組

ア 読書の習慣は、家庭の日常から始められるのが本来の姿である。読書に関する家族の語り合いの時を楽しみ、読書に誘う雰囲気作りを心がける。

イ 子どもの興味や関心に添う本を、家庭の蔵書として増やしていく喜びを、家族で共有する。

ウ 家族で図書館、公民館図書室、地域文庫、書店を利用するとともに読書相談や読み聞かせなどの事業に参加する。

エ 育児サークル等が実施している読み聞かせ等の活動に参加する。

オ 家族による読み聞かせを行い、特に、乳幼児期は、絵本や紙芝居を活用する。

カ 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有する。

キ 学校、図書館、保育園等で作成された保護者向けのブックリストなどから情報を得る。

ク 学校、図書館、市民団体が実施する講演会や研修会などに参加する。

ケ 健康センターでの乳幼児健診の際、子育て支援としての「ブックスタート事業（注1）」に参加する。

（注1）赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す事業。

2 学校

(1) 読書する「心」を育む学校図書室での教育

① 現 状

小・中学校の図書室では、読書活動を支援する図書担当教諭が兼任又は不在の状況から調べ学習への支援、図書室の利用指導などが十分に行われていないとともに、蔵書構成も子どもたちの興味や関心を引く図書が少なく、図書の配架も子どもに探しやすいように整備されているとはいえない。そのうえ、学校週5日制による教育課程の変更などから、図書室を利用する時間をつくりだしにくくなっているなど、十分に活用されているとは言えない状況である。

② 充実に向けての取組

ア 児童・生徒の多様な興味・関心に応じられる蔵書の質と量を充実する。

イ 障がいのある子どもに配慮した図書資料等の選定と読書活動に工夫を図る。

ウ 校内に気軽に短時間でも立ち寄れる図書室の場所を選定する。

エ 児童・生徒に利用の手引きやしおり、図書室便りなどを作成・配布し、啓発活動を行う。

オ 児童・生徒に推薦図書リストを配布したり、読んで欲しい本の紹介をしあったりするなどして読書活動の推進を図る。

カ 図書館を常時開放できるための体制作りを図るため、司書、司書教諭の資格や経験のある人を地域からボランティアで募集し、図書室運営などの協力や支援を得る。

キ 専任の司書教諭の配置を進め、調べ学習などで必要な図書、関連する図書や資料の展示、読書相談など児童・生徒の学習活動の充実を図る。

ク 蔵書目録などのデータベース化を行い、学校間で利用できるシステムを確立する。

(2) 学校関係者の意識高揚

① 現 状

これまで読書活動は、教師一人ひとりの意識・関心によるところが大きかったが、読み聞かせや朝の読書などの学校全体としての取組が広がるとともに、読書に対する認識も高くなりつつある。

② 充実に向けての取組

- ア 学校図書室の研修や「子ども読書の日」の記念事業などへ参加する。
- イ 県立図書館、図書館員等を講師として、学校図書室を支援するボランティアや市民団体等に読書活動、図書館サービスなどの研修を実施する。
- ウ 司書教諭に対する研修の充実を図る。

(3) 読書の習慣を身につける機会の提供

① 現 状

学校では、学校週5日制の導入などにより、読書に親しむ時間が少なくなっているが、読書への認識が高まり、「朝の読書」など読書活動を実践している学校が増えている。しかし、読書活動の核となる司書教諭等の配置が十分行われていないため、児童・生徒への読書案内等の啓発活動などが活発に行われず、児童・生徒への継続的な読書への動機付けや指導等に課題を抱えている。また、学校と家庭、地域との連携もまだ十分とはいえない状況にある。

② 充実に向けての取組

- ア 市内各校で、児童・生徒に「朝の読書」、「10～15分間読書運動」が広がるよう取組をする。
- イ 読み聞かせやブックトークなどの機会を増やし、子どもが自ら本と向き合うよう動機付けをする。
- ウ 調べ学習や総合的な学習の時間などで学校図書室や図書館、公民館図書室を利用する。
- エ 「読書週間」「子ども読書の日」などの機会を捉えて、展示等による啓発活動を充実するとともに、関係機関や地域団体と連携し、読書活動の推進を図る。
- オ 余裕教室などを活用して、子どもたちがくつろいで読書する場を設ける。
- カ 「読書オリンピック（注2）」等市内の全小・中学校対象の事業を行い、子どもたちに読書の習慣づけをする。
- キ 地域団体やボランティアの支援・協力により、読み聞かせやブックトークなどを実施する。

（注2）児童・生徒が1年間に読んだ冊数を学校単位で競う。より多くの本を読んだ学校には奨励賞等を贈る。

3 図書館（公民館図書室）

(1) 読書活動推進事業の実施

① 現 状

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」を合言葉に、本や情報を必要とする人と結びつけることが図書館の使命であるが、現在、市内に図書館は1館、公民館図書室が4館あるが、広い市域をカバーするためには限界があり、気軽に利用できる子どもたちが限られている。

② 充実に向けての取組

- ア 子どもが求める本や求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図る。
- イ 開館日を増やすなど図書館の利便性の向上を図る。
- ウ 図書館・公民館図書室蔵本の貸出・返却がどこでも行えるようにするため、ネットワークを構築、拡充し、利便性の向上を図る。
- エ 保健所・健康センターでの子育て支援事業に連携・協力をする。
- オ 調べ学習や総合的な学習の時間等の場として、児童・生徒の受入れ態勢の充実を図る。
- カ 障がいのある子どものための図書資料等を整備し、利用の促進を図る。
- キ 「読書週間」「子ども読書の日」等の機会を捉えて、講演会の開催、読書への啓発活動を推進する。
- ク 学校や団体等の求めに応じ、図書館司書を派遣する。
- ケ 学校へのボランティア派遣などの情報提供を推進する。

(2) 市民団体などへの支援・連携とボランティアの育成

① 現 状

ボランティアの活動の場として、教育委員会、図書館、公民館図書室との協働事業、整架・配架・本の修理事業、対面朗読、図書館職員への研修など様々な活動の場がある。また、市内にはたくさんのおはなしボランティアや、団体がおはなし会などの活動を行っている。

② 充実に向けての取組

- ア 市民団体と連携し、講演会や研修会を開催するとともに、読み聞かせなどの充実を図る。
- イ 市民団体やボランティアが実施する読書活動の支援を図る。
- ウ 公民館講座や市民団体等と協働し、「ボランティア養成講座」を開催する。
- エ ボランティア団体と連携し、講座修了者に活動の場を提供する。
- オ 施策の実現を図るため、様々な活動をサポートすることのできるボランティアの把握をし、図書館ボランティアの登録を行う。

(3) 読書相談・読書情報の提供

① 現 状

乳幼児や小学生などにブックリストや図書館通信を配布したり、読書相談を随時実施している。また、インターネットによる図書館の蔵書検索、ホームページへの「おはなし会」や新着案内の掲載を行っているが、全市でのネットワーク化がなされていないため、全市の情報を網羅するには至っていない。

② 充実に向けての取組

- ア 定期的にブックリストを更新し、小・中学校等に配布する。
- イ 子どもの読書案内に応じることが出来る司書を配置する。
- ウ ホームページに子ども向けの推薦図書リストやイベントなどの情報の提供をする。

4 幼稚園・保育園・地区公民館・児童館等

(1) 読書の楽しさを体感するための読み聞かせの充実

① 現 状

幼稚園や保育園では、園児に日々の時間内で読み聞かせや読書の時間を設けている。また、地区公民館・児童館では、図書室が設置されているが、蔵書数が十分ではないため、子どもたちの興味・関心を引く本が少なく、利用の減少や利用されていない所が目立つ状況である。

② 充実に向けての取組

- ア 市民団体や図書館・公民館図書室で実施している読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会に参加する。
- イ 保護者に「読書週間」、「子ども読書の日」等読書に関する情報を提供する。
- ウ 育児サークルなどによる読み聞かせや研修を実施する場の提供をする。
- エ 図書コーナーの充実を図る。
- オ 関係機関との連携を密にし、子どもたちの読書ニーズに応じた図書の充実を図る。
- カ ブックリストや読書に関するリーフレットなどを作成し、保護者に配布する。

5 おはなしグループ及びボランティア

(1) 子どもへの読書の楽しさや親しむ機会の提供

① 現 状

学校、図書館などで「おはなし会」を実施し、本の紹介や読み語りをを行っている。また、講演会や勉強会を開催したりして読書活動の推進を図っている。しかし、指導者や活動資金不足などで活動の範囲には限界がある。

② 充実に向けての施策

- ア 児童・生徒の読み聞かせなどを学校と協力して実施する。
- イ 教育委員会、図書館、公民館図書室と連携して指導者講習会などを実施する。
- ウ 関係機関と協働し、「おはなし会」の充実を図る。
- エ 学校図書室、余裕教室、図書館、公民館図書室等を活用する。
- オ 「子ども読書の日」、「読書週間」などの機会を捉えて、講習会や研修会を実施する。

第3章 施策の効果的な推進に向けて

1 推進体制等

(1) 連携・協力体制の促進

本計画の推進には、家庭、学校、地域が一体となった取組を行うため、関係機関、団体等との連携・協力関係をさらに強化し、具体的な方策を推進する体制を整備する。

2 財政上の措置

(1) 本計画に挙げられた各施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 本計画の推進には、役割に応じた必要な財政上の措置を講ずるよう、国・熊本県へ働きかけていく。

4 生涯読書活動推進計画

市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「山鹿市生涯読書活動推進計画」を策定する。

第1章 生涯読書活動推進計画策定のための基本方針

1 生涯読書活動推進の意義

私たちを取り巻く社会環境は、高度情報化・国際化・少子高齢化といった言葉に代表されるように激変し複雑化している。このような状況の中において、私たちは自分の生活に経済や物質的な豊かさばかりでなく、内面的な心の豊かさを求めている。また、生きがいを持ち豊かな生活を送るために「生涯にわたって学び続けたい」という、生涯学習に対する意欲はしだいに高まっているが、生涯学習活動をする上で、読書は大きな根幹をなすものとして、重要な位置を占めている。

人は人生の各期を通じて、読書により自らの能力や適性、意欲に応じて学習することにより、変化の激しい現代社会に対応し、自らが考えて生きる力や、良識・教養を培い人格を高めることで、充実した人生を送ることができる。さらに、読書は、日常生活を営むための知恵を獲得し、また職業上では必要な知識・技能の修得、資格取得などの、実利的な情報を得る手段でもある。また、趣味や余暇時間の充実が心の憩いとなり、異なる言語の文化に触れて国際的な視野と見識を持つこともできる。

このように、読書が人間形成に深く広範な影響力を持つことを考えるとき「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しむことができるまちづくりが必要である。生涯学習時代にふさわしく、市民一人ひとりのライフステージに応じた読書活動を推進することは重要な意義を持っている。

2 生涯読書活動の現状

国では平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、国を挙げた子どもの読書活動への支援が行われている。また、平成17年には読書に親しむ環境づくりを進めるため、「文字・活字文化振興法」が施行された。子どもの読書活動を支えるのは言うまでもなく大人である。その大人が読書に親しんでこそ、子どもの読書活動を推進する力となるのである。

新聞社の「読書」に関する全国世論調査で、この1ヶ月に本を読まなかった人の割合は、ほぼ半数を占め、とくに20歳代で過去最多になった。若者の「本離れ」の傾向は一層進んでいるが、50歳代、60歳代で「本回帰」が目立っている。読書活動が低迷している理由としては、生活様式の変化、価値観の多様化、趣味や地域活動への関わり、情報メディアの急速な普及などの影響もあって、その必要性を感じながらも読書離れが進んでいる現状である。この調査結果は、山鹿市民の読書傾向にも反映しているものと思われる。

高度情報化社会、高齢化、団塊の世代の大量離職など社会の変化に対応し、読書の果たす役割や重要性について関係機関との連携や啓発・普及活動に取り組み、市民の生涯読書活動の推進を図ることが急務である。

3 生涯読書活動推進の基本的な考え方

- (1) 市民が自主的に読書に親しむ環境の整備
市民が日常生活の中に読書を取り戻すための「いつでも、どこでも、だれでも」本に触れることができる環境を整備する。
- (2) すべての市民の読書活動を推進するための連携や支援による取組
市民一人ひとりが自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関や団体が相互に連携し支援を行う。
- (3) 読書に対する理解や関心を高めるための啓発及び普及活動
読書の果たす役割や必要性に興味・関心を深めてもらうための啓発及び普及を行い読書習慣の定着を図る。

第2章 生涯読書活動推進のための取組

1 自主的に読書に親しむための環境整備

(1) 図書館、公民館図書室等での読書活動の推進

- ① 図書館と公民館図書室（以下「図書室」という。）の連携を促進し、一体となったサービスの提供を図る。
- ② 提供サービスコーナーを設置し、市民が求める日常生活での情報を提供する。
- ③ 高齢者や障がい者向けの図書などの拡充を図る。
- ④ 外国人向けの図書の充実を図り情報提供のサービスを行う。
- ⑤ 読書活動などの経験のある読書友の会やボランティアと協働して、読み聞かせや対面朗読などの読書サービスの向上を図る。
- ⑥ 職員研修を図り司書の配置を進めて専門的なサービスの向上を図る。
- ⑦ 公民館図書室の蔵書の充実や開館時間などサービスの向上を図る。

(2) 電子情報によるサービスの向上

- ① 図書館、公民館図書室の図書館システムのネットワーク化を実現し、どの図書館、図書室の資料も相互の利用ができるようにする。
- ② ホームページを通じて新刊書やおすすめの本の情報の提供などができるようにする。

(3) 高齢者や障がい者などへのサービスの充実

- ① 老人ホームなどの施設を訪問して読み聞かせを実施したり、図書の団体貸出を行う。
- ② 身体の不自由な方、寝たきりの方への本の宅配サービスを充実する。
- ③ 生涯学習のための「調べ学習会」「読書会」などを支援する場と資料を提供する。

(4) 利用者の利便性の向上

- ① 図書館利用者のための駐車場の整備を図る。

2 読書活動を推進するための連携や支援

(1) 読書団体間の交流や連携・支援

- ① 朗読グループなどのボランティア団体が行う活動を支援する。
- ② 市内での講座・講演会が行われる際に、開催内容に関連する図書・雑誌等の資料の展示、貸出を行う。
- ③ 行政関係機関や経済団体並びに商店や病院等の協力を求めて、ミニ図書館（街角ライブラリー）の設置を図る。

(2) ボランティアの育成と支援

- ① 「おはなし会」や読み聞かせができるボランティアを育成する。
- ② 図書館、公民館図書室で働くボランティアを育成する。
- ③ 高齢者や会社を定年退職して地域社会に戻ってきた団塊世代の人々に、これまでの知識と経験の蓄積を生かした文化、情報に関する仕事に参加を促す。

(3) 学校図書室などの利用と連携

- ① 市内の学校図書室との相互利用を促進する。
- ② 県立図書館や他市町村の図書館との相互利用を促進する。

3 理解や関心を高めるための啓発及び普及

- (1) 「山鹿市民読書の日」の制定や読書週間を設ける。
- (2) シンボルマーク・キャッチフレーズを制定する。
- (3) ポスターを作成し、公共機関や書店に掲示する。
- (4) 広報により、随時関連図書、行事をPRする。
- (5) 読書振興大会を開催する。
- (6) 読書オリンピックを開催する。

第3章 施策の効果的な推進に向けて

1 財政上の課題と措置

- (1) 山鹿市における読書活動を推進するためには、より身近なところに図書館があることや、公民館図書室の充実が図られ市民が日常生活の中で読書に親しめる環境整備が必要である。現下の厳しい社会経済状況の中にあってはこれらの整備は大きな課題ではあるが、本計画に揚げられた各種の施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体は、その役割に応じて財政上の措置を講ずるように努める。

5 計画の期間

計画は、平成20年から取り組み、5年ごとに見直しを行う。

参考資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 1～3
- 文字・活字文化振興法 4～6

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(資料1)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備

していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(資料2)

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。